

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会後 】

都市政策部長 氏名 田村 敏哉 内線 (TEL) 2800

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

公用車の運転中に発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	物的損害 に係る過 失割合	事故概要
1	令和4年 7月26日	物的損害賠償額 1,072,236 円 (1,072,236 円)	10割	令和4年4月28日午後1時23分頃、太田市飯塚町2057番地付近の市道において、職員の運転する公用車が後退し、転回しようとしたところ、後方不注視により当該公用車の後方に停止していた乗用車に衝突し、当該乗用車が損傷したことにより、その所有者である相手方に損害を与えたものである。

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

なお、上記損害賠償表の事故については、今回、物的損害に関してのみです。

3 損害賠償の支払い

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 一般自動車保険にて対応しました。

4 その他

地方自治法第180条第2項の規定により、令和4年9月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路保全課 応急工事係 内線1111 32-3491 タイリン

- 内 容 【 2.連絡事項 】
 ○公 開 【 1.可 】
 ○公開時期【 1.庁議後 】

教育部長 氏名 檜原 明憲 内線 (TEL) 22-3442

【 表 題 】

令和5年太田市成人式（二十歳を祝う会）の開催について

【 目 的 】

民法改正により、2022年（令和4年）4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。本市においては、年度内に満20歳となる人を対象に成人式を開催します。

また二十歳という人生の大きな節目を迎えることができた喜びを仲間と分かち合い、これまで支えてくれた周囲や社会に感謝するとともに、その期待に応えられる人となるための自覚を促すために開催します。

【 概 要 】

- 1 名 称 令和5年太田市成人式（二十歳を祝う会）
- 2 期 日 令和5年1月8日（日）
- 3 会 場 太田市民会館
- 4 学校別編成及び式典時間

区 分	出身中学	対象者数	式典開始時間	式典終了時間
第1部	休泊・強戸・毛里田・尾島・木崎・生品・綿打・藪塚本町・太田・ぐんま国際アカデミー・市外中学	1,071名	11時30分	12時30分
第2部	西・北・東・南・宝泉・城西・城東・旭・太田養護	1,228名	15時00分	16時00分

※対象者数は、各校卒業者名簿より算出。受付は、式典開始時間の45分前。

- 5 対 象 者 平成14年4月2日から平成15年4月1日までの出生者で、令和4年10月31日現在太田市内に住民登録を有する者（但し、市外に在住している者は申し出により出席可能）
- 6 開催内容
 - ・会場的人数制限を行わず、式典を2部制にて開催
 - ・アトラクションとして抽選会を実施
 - ・動画配信サービスによるライブ配信
- 7 新型コロナウイルス感染症対策
 - ・マスク着用、検温、手指消毒、健康状態申告書の提出、会場内の殺菌消毒
 - ・今後の感染症拡大の状況により、開催内容の変更があります。（変更案別紙参照）

【 備 考 】

* 問い合わせ先 教育部 生涯学習課 青少年係 22-3442 ダイヤル